

告 示

埼玉県告示第九百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により県営土地改良事業寺の前池地区（農業水路等長寿命化・防災減災事業）緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成三十年九月五日から

平成三十年十月五日まで

二 縦覧場所

吉見町役場